相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県三潴郡大木町大字上木佐木七二四番地、最後の住所福岡県筑後市大字西牟田六三五九番地の三　植田病院

被相続人　亡　川村　忠徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一三番二八号ロマネスク赤坂三〇一号

相続財産管理人　弁護士　岩城　和代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市宮ノ陣町八丁島一六二一番地、最後の住所福岡県筑後市大字西牟田六三五九番地の三　植田病院

被相続人　亡　山口　一廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一三番二八号ロマネスク赤坂三〇一号

相続財産管理人　弁護士　岩城　和代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷三五九番地、最後の住所長崎県長崎市万才町一番三号

被相続人　亡　野村　秀郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

長崎市賑町五番二一号パークサイドトラヤビル四〇一号

相続財産管理人　弁護士　福島　一代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県佐伯市鶴見大字有明浦三三八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　染矢　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

大分県佐伯市鶴谷町三丁目二番一号

相続財産管理人　司法書士　清家　好文

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十五年五月二十八日

一、墳墓等所在地　京都府宮津市文珠五一六番地の一

一、墳墓等の名称　智恩寺小切戸墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　①冨田せい家二基、②山﨑勘左衛門一基、③藤井とく家一基、④森甚三郎家一基、⑤福田屋家三基、⑥吉田又兵衛家二基、⑦吉田勘七家二基、氏名不詳八基

一、改葬を行おうとする者　京都府宮津市字文珠四六六番地　宗教法人智恩寺　住職　萩原　顯士

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

(一)　旅行業の業務の範囲　第一種旅行業

(二)　登録番号　観光庁長官登録旅行業第五五三号

(三)　商号　株式会社ユニオン航空サービス

(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社ユニオン航空サービス　新潟県長岡市幸町一丁目三番五号　破産管財人　船山　尚吾

(五)　主たる営業所の所在地　新潟県長岡市幸町一丁目三番五号

(六)　旅行業の登録年月日　昭和五十五年一月十九日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十五年五月十日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は七千万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

(二)　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十五年五月二十八日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　菊間　潤吾

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十五年五月一日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

大阪府東大阪市渋川町三丁目九番二五号

万代グループ確定給付企業年金

清算人　河野　竜一

第11期決算公告

平成25年5月27日

札幌市白石区東札幌1条1丁目1番8号

株式会社じょうてつケアサービス

代表取締役　齊藤　晃

貸借対照表の要旨

（平成25年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	200,027
	固定資産	31,532
	合計	231,559
負債及び純資産の部	流動負債	56,951
	固定負債	9,763
	株主資本合計	164,845
	資本金	20,000
	利益剰余金	144,845
	その他利益剰余金	144,845
	（うち当期純利益）	(29,274)
	合計	231,559

第14期決算公告

平成25年5月28日

愛媛県松山市堀江町甲1782番地6

株式会社ニッコン松山

代表取締役社長　阿邊　隆司

貸借対照表の要旨（平成25年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	217,430
	固定資産	11,313
	合計	228,744
負債及び純資産の部	流動負債	73,953
	固定負債	7,991
	株主資本合計	146,800
	資本金	20,000
	利益剰余金	126,800
	利益準備金	4,740
	その他利益剰余金	122,060
	（うち当期純利益）	(10,713)
	合計	228,744

第18期決算公告

平成25年5月28日

岡山県瀬戸内市邑久町豆田129番地1

株式会社中国物流サービス

代表取締役社長　阿邊　隆司

貸借対照表の要旨（平成25年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	441,804
	固定資産	30,088
	合計	471,893
負債及び純資産の部	流動負債	142,323
	株主資本合計	329,569
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	289,569
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	284,569
	（うち当期純利益）	(14,282)
	合計	471,893